「平和と人権」市民ネットワーク情報　N011

事務局発行(℡ 0557-45-1182)　http://peaceito.moo.jp　　2016.12/20

アンケートにお答えください

◆アンケートを同封(or 添付)しました。2017 年度も賛同者を継続していただけるかどうかを伺うためです。合わせて、「市民ネットワーク」の一年間の評価と 17 年度の要望もお尋ねしました。12 月事務局会議で、これまでの活動と今後について意見交換しました。その時のペーパーを「『市民ネットワーク』の一年と 17 年度に向けて(発案)」にまとめました。同封(添付)します。回答の際に参考にしていただければ幸いです。

●返信は以下の要領でお願いします。

(A)郵便(手渡し)で「情報」を受け取っている方…回答を同封の返信用封筒にてお送りください。

(B)メールで受信している方…添付の「アンケート」をパソコンに保存して必要事項を記入してください。記入した回答文書を添付してメールで返信してください。

・アドレス…miyog341g3@amber.plala.or.jp です。

※年末・年始の慌ただしいときで恐縮ですが、来年１月７日までに回答をいただけるとありがたいです。

1 月 15 日(日)14 時、「ひぐらし会館」にお越しください

◆「市民ネットワーク」設立一周年のイベント

＝「百人の一歩!」にご参加ください。

・日時…2017 年 1 月 15 日(日)14:00~

・場所…「ひぐらし会館」(℡ 38-1511)

第 1 会議室。※車は専用駐車場へ

・内容…右の時程の通りです。

17 年度にどんな活動をするか、をみんなで議論したいと思っています。

・参加費…無料。賛同者でない方も自由に参加できます。

13:30…受付開始

14:00…開会

14:03～45…「高江―森が泣いている」上映

14：50～15：05…スライド「市民ネットワークの一年」

～休憩～

15:15～20…会計報告

15:20～25…事務局メンバーの紹介と各人から一言

15:25～55…17 年度の活動 について意見交換

16:00…　閉会

※会場内に「高江」の写真パネルを展示します。

お待ちしています!!

イベント報告 1　11/27 の木村草太さんの講演を聞いて　11/28　三好康昭

10 時過ぎ、木村草太さんが登壇する頃は、韮山時代劇場の大ホールは 200 名近くの人で席が占められた。講演の 90 分は長くは感じなかった。学者らしく、気負うことなく、淡々と憲法の解釈論を進めた。中心は 9 条と 24 条。

憲法 9 条の 2 項は戦力の不保持を定めている。この規定の例外を憲法は定めているか。政府は 13 条の幸福追求権が例外規定である、という。「生命、自由及び幸福追求の権利については…国政の上で最大の尊重を必要とする」との規定だ。これによると、国民の生命が脅かされないように努める責任が政府にある。したがって外国から攻められてきたとき国民を守る責任と権利が政府にはあり、そのための実力組織の保有も許されるのだ、と自衛隊合憲論を根拠づける。さらにいう。自衛戦争は主権国家の統治権の発動であり、「行政」作用である。憲法 73 条は内閣が一般行政権を有すると定めており、自衛戦争を指令する権限もこれにふくまれる、と。木村さんは政府のこの解釈を支持する。自衛のための戦争、すなわち個別的自衛権の行使は「行政」であるが、集団的自衛権は「行政」に含まれず憲法違反である、と解する。納得できない。アクロバティックな解釈だ。13 条の生命の安全を脅かされない権利は、国家に対してそのような行為を禁止する規定であって、国家に自己の安全の保障を求める―社会権的な－規定ではない。自衛のためであれ、戦争は国民からすれば、安全を脅かされる行為に他ならない。もう一つ。自衛戦争は「行政」の範囲内の行為だというのにも無理がある。自衛戦争を肯定しながら、交戦権を否定する(9 条 2 項)のでは辻褄が合わない。主権国家の非常大権としての戦争を一般行政に含める解釈は無理だろう。自衛隊を強いて合憲と解釈したいなら、憲法慣習論を持ち出すしかないのではないか。

外国籍の人に参政権を認めないのはおかしいのではないか、という質問が会場からあった。木村さんは地方選挙であれ、国政選挙であれ、外国籍の人に参政権を付与することに消極的だ。理由は、もし参政権を与えるとなると入国審査を厳しくしなければならないからだ、という。この理屈もおかしい。入国の条件と参政権付与の条件は直接の関係はない。質問の焦点は永住を認められた在日の人たちに参政権―とりわけ地方自治体の―を認めないのは平等原則に反しないか、ということにあった。木村さんはこの問題に答えていない。

総じていえば、木村さんの話は憲法解釈の枠内にとどまり、実践的な運動論の視点がなかった。

報告 2　『標的の村』と静岡　－12/17 韮山上映会を終わってー

「なぜ、こんな大問題が報道されないの？」観終わった方がつぶやいた。沖縄・東村高江区の住民は、ベトナム戦争時には米軍演習のゲリラ役をさせられ「標的」に。そして今、オスプレイ発着場６つが集落を囲んでつくられ、その離発着の「標的」にされつつある。

「ただ平和に暮らしたいだけだよ」その非暴力の抵抗を無機質の警官隊が排除。だが、人々は涙を流し歯を食いしばり、歌を歌って戦いぬく。その様子を映画は生々しく映し出した。

観客は昼夜で計 230 人以上。東村の伊佐議員の報告、墜落オスプレイの最新映像、御殿場への飛来機の監視報告もあり「沖縄」と「静岡」が融合。伊東からも若い教員２人が参加した。

来年にはまた市民のカンパで伊豆の青壮年第２次沖縄派遣が実現する。なぜなら沖縄の問題は静岡の問題だから。この映画会はその前段として成功を収めたと私は思う。

12 月 18 日　　加藤好一